

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後											改正前										
別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第2条関係）											別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第2条関係）										
組織	職務の級										組織	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
警察本部	警察本部共通（警察本部の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	隊員	隊員	分隊長 隊員	小隊長 分隊長 師範	次席 指導官	次席 指導官	課長 物品調 達官	参事官	部長 総括参 事官	警察本部	警察本部共通（警察本部の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	隊員	隊員	分隊長 隊員	小隊長 分隊長 師範	次席 指導官	次席 指導官	課長 物品調 達官	参事官	部長 総括参 事官
					通信指 令長	通信指 令長	通信指 令長	企画官		地域統 括参事 官					通信指 令長	通信指 令長	通信指 令長	企画官		地域統 括参事 官	
					課長補 佐	課長補 佐	課長補 佐	監察官		警衛統 括参事 官					課長補 佐	課長補 佐	課長補 佐	監察官		警衛統 括参事 官	
					室長補 佐	室長補 佐	室長補 佐	隊長							室長補 佐	室長補 佐	室長補 佐	隊長			
					隊長補 佐	隊長補 佐	隊長補 佐	センタ 一長							隊長補 佐	隊長補 佐	隊長補 佐	センタ 一長			
					主任師 範	主任師 範	主任師 範	場長							主任師 範	主任師 範	主任師 範	場長			
					検視官	検視官	検視官	広報官							検視官	検視官	検視官	首席師 範			
								上席検 視官										首席師 範			
								管理官										管理官			
略											略										
警察署	米子警察署									署長	警察署	米子警察署									署長
	倉吉警察署											倉吉警察署									
	境港警察署											境港警察署									署長
	八橋警察署											八橋警察署									
略											略										
備考	略										備考	略									

附 則

この規則は、平成25年3月8日から施行する。